

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和7年度第4回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和8年2月18日(水) 午後2時から3時35分	場 所	女性センター 講習室
出 席 者	委 員 ■:出席 □:欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員(会長) ■ 大村 和広委員
		第2号委員 (市民)	■ 須田 利夫委員(副会長) ■ 小栗 一恵委員 ■ 藤澤 正典委員
		第3号委員 (各種団体の代表者)	■ 駒谷 和紀委員 ■ 速川 光江委員 □ 田中 眞理子委員 ■ 炭本 範子委員
		第4号委員 (公募に応じた市民)	□ 丸井 実季委員
	その他出席者		株式会社サーベイリサーチセンター 西川氏
	庶 務 (事務局)		藤原人権推進課長、川崎所長、今中課長補佐
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) パブリックコメントの結果について</p> <p>(2) 第2次木津川市男女共同参画計画 後期計画 答申(案)について</p> <p>(3) 令和7年度木津川市男女共同参画推進事業報告</p> <p>(4) 令和8年度木津川市男女共同参画推進事業計画</p> <p>(5) その他</p> <p>4. 閉会</p>		

会議結果  
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

事務局より、配布資料の確認をした。

資格審査について、事務局より報告した。

2. 挨拶

有賀会長より、第4回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

藤原課長より、第4回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 議事

(1) パブリックコメントの結果について

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 第2次木津川市男女共同参画計画 後期計画 答申(案)について

事務局より、資料を基に説明した。

(3) 令和7年度木津川市男女共同参画推進事業報告

事務局より、資料を基に説明した。

(4) 令和8年度木津川市男女共同参画推進事業計画

事務局より、資料を基に説明した。

(5) その他

4. 閉会

会議経過  
要 旨

1. 開会

開会宣言

配布資料について確認した。

【資格審査】

木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているので、本会議は成立することを報告する。

(委員10名中8名出席)

欠席委員2名(田中委員、丸井委員)、委員交代(赤穂委員→駒谷委員)について報告した。

2. 挨拶

会長： 皆さん、こんにちは。今年度は、男女共同参画第2次キラリさわやかプラン後期計画策定に多くご意見をいただき、ここまで辿り着くことができました。最後の総仕上げになります。木津川市長に答申できるように、まとめの討論をよろしくお願いいたします。

また、これで完成して終わりではなく、私達は引き続き一市民として木津川市が住みやすく暮らしやすい、全ての人がお互いを認め合う市民社会になるように努力していきたいと思えます。未来志向も含めて、色々ご意見をいただけたらと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

課長： 藤原課長より、第4回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶。

【議長選出】

議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、以下の議事進行について有賀会長に願います。

3. 議事

(1) パブリックコメントの結果について (資料1)

事務局より、議事(1)について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： 13番の男女の目標率が違うことについて、どのように理解すれば良いのですか。

事務局： ワークショップで、「男女の比率を何%と決めることがそもそも差別ではないか」というご意見がありました。これは、多様な性がある中で、男女と目標設定することに是非を訴えておられる意見です

という形で追記させていただきました。

議長： 後期計画（案）37ページの下に※印で追記されている箇所ですか。

事務局： はい。

議長： 目標設定がわかること自体は、私は差別ではないと思います。現状を把握して、ある程度達成可能な目標値を設定していると、私自身はそう解釈していますが、それで間違えていないということですね。

委員： 男女の2つの性だけで目標を分けるのは違うのではないかということですが、この一文だけだとわかりにくいので、もう少し補足があると良いのではないか。

議長： 多様な性は、LGBTも含めて人の生き方として認めるが、その中で男性・女性だけであるかのような誤解を与えてしまうというご意見なのか、男女別に設定することの是非を問うているのか、わかりにくいです

委員： 私は、わざわざ入れなくて良いと思います。ここにだけ注釈があることに違和感がありますし、別の意味に捉えてしまうかもしれない。この追記では伝わらない。

事務局： 伝わりやすいように、文言の変更を検討します。

議長： この中で、「男女」とあるものはすべて削除したのですか。

事務局： 人権の範囲になるとジェンダーとなりますが、男女共同参画の中ではまだまだ女性の数値を上げようという目標が出てきます。どうしても「あらゆる性」よりも「男女」と表現されてしまうところも多いです。例えば、昨年できた困難女性法も「女性」とあがっています。

議長： 男性の育休取得についても、男性を強調しています。過渡期としては、これでも良いと思います。

委員： あえて注釈を入れてしまうと、それだけが目立って特別な感じに見えます。本文の中に注釈の内容を入れるとわかると思います。

議長： そうですね。伝わるよう上手く文章にさせていただけたらと思います。

委員： パブリックコメントの回答は、ホームページ等にアップされる前提で読むという理解で良いでしょうか。

事務局： はい。

委員： 1番目の女性センターの名称について。回答にある平成16年は、20年ほど前になります。すぐには変えられないと思いますが、検討の予定はないのですか。

事務局： 本市の女性センターは、労働者の福祉の増進、女性の自立支援・社会参加の促進を目的として設置されました。各種講座・相談事業を実施してきた一方、今は共働き世帯の増加やDV、困難な問題を抱える女性への支援の重要性が高まり、多様な支援のあり方や家族

形態への理解促進、男女共同参画社会の理念の浸透等、社会状況が大きく変化してきています。女性センターという名称について、利用者からも男性が利用しにくいと聞いています。このパブリックコメントでも、ご意見をいただいております。今回は、計画策定のためのパブリックコメント意見回答として、女性センターの名称変更の回答については、こちらの返答とさせていただきます。

委員： 「検討してまいります。」では、ダメなのですか。

事務局： 「検討する」という言葉は入れていません。

議長： 女性センター運営委員会とも連携しながら検討すると書いていれば、ここだけの判断ですぐにできないことが伝わると思います。

委員： 正式名称のことではなく、愛称募集してはどうかのご意見ですが、回答は名称についての説明になっています。「愛称募集については現在のところ考えていません。」「今後の事業展開の参考とします。」という回答くらいで良いのではないですか。

事務局： 1番の意見について、もう少し回答を考えながら進めていきたいと思えます。

委員： 8番では、「会計年度任用職員の任用は登録者のほとんどが女性」と回答していますが、そうなることを何とかしようとするのが男女共同参画になるはずでは。

10番のご意見の最後の方の、「国も対策が必要だと指摘している案件だと伝わるよう訂正してほしい。」に対して、するのかもしれないかが回答に入っていません。

28番の回答には「参考といたします。」とありますが、後半では「これは計画だから入れません。」との回答が続いています。28番にあるような回答が後半にもほしいと思いました。

議長： 私もそれは感じました。いくつかの質問に対して、まとめて同じ回答が繰り返されています。今回のパブリックコメントの筋とは違う問題だとわかる一文を、どこかに書いたほうが良いのではないかと思います。

委員： 30番は2つ質問がありますが、2つ目の質問に対する回答がありません。

議長： 地域団体についてのご意見を一括りにして、「地域団体というのは」として、この会議の中ではそういう意味として使っているとしたほうが良いと思えます。

委員： パブリックコメントの形態も、自治体によって違うと思えます。例えば、京都府では意見も提案も一緒です。意見を出す方にとっては、意見も提案も大して変わらない。極端に言えば、意見であれば「意見としてお聞きしておきます」だけで、提案であればそれを反映する・しないになると思えます。

2名の方で51件の意見、これだけ一生懸命見ていただいて意見を寄せられたことに対しては、敬意を表したいと思えます。その上

で、16番について。計画の中では個々の審議会の委員については、盛り込んでいないと思います。ここだけ非常に細かく書いてあり、言い訳がましく感じます。本来は数値目標として設定しているので、それを推進する立場になると思いますが、担当課側の言い訳の立場に立ち位置を変えて回答しているところがあります。あくまでも「趣旨を担当課に理解してもらった上で進めます。」と書いておけば良いのではないのでしょうか。17番も同様で、前段の部分は必要なく、最後の締めの部分の「本市としましては、より多様な視点を審議に反映できるよう、引き続き女性委員の参画促進に努めていきます。」と簡潔で良いのではないかと個人的には思いました。

20番の回答では、最後に「～選考会議のあり方を検討していきます。」とありますが、そこまで踏み込んで大丈夫かと思いました。

21番の地域団体については、厳密に男女比でいけるような問題でもないです。この意見の後段の部分に対する回答がないと思いました。高齢化や過疎化地域もある中で、個別具体的な地域運営が求められる状況で、本来数値設定は馴染まないのかなと思いましたが、フワッと書いていただいたら良いのかなと思いました。

28番、29番は同じような内容なので、29番の文章を28番に置き換えても良いように思います。

32番も「計画の関連性に基づき適宜見直しています。」くらいで良いと思います。

39番の意見については、既に計画の60ページ(4)「相談支援体制の強化」に記載していますが、これで読み取れないのかなと。

42番の回答は、「市営住宅の老朽化により、毎回募集できる戸数が少ない中で、より実情に応じた対応を考えていきます。」くらいで良いのではないかと思います。最後の「優先入居枠を設けることができにくい状況です」というのはあまり良くないように思います。

47番の意見について、個々の団体のことを具体的に示す必要はないように思うのですが。

議長： それぞれの審議会や団体の独立性があり、こうしていきたいというのは権限として、そういう趣旨で選抜してくださいとか、取組をさらに拡充していただく程度しか言えないのではないかと思います。細かいことを聞かれたとしても、審議会や団体で主体的に判断して対処していただきたいというレベルで良いと思います。あくまで主体は、審議会や団体、担当課の助言になります。数だけで進めることが必ずしも良いことではないと常々感じます。

副会長： パブリックコメントのページ数と、このプランのページ数が合っていないのですが。

事務局： 前回にお渡しした計画の素案に修正等を加えたものを、今回配布しています。そのため、パブリックコメント実施時のページ数と今回のものは変わっています。

議長： すごく熱心に回答いただきましたが、ここまで答える必要はないと思います。再度整理した上で、パブリックコメントの回答としてホームページ等に掲載していただければと思います。

(2) 第2次木津川市男女共同参画計画 後期計画 答申(案)について  
(資料2)

事務局より、議事(2)について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： 61ページ6行目の、「躊躇わず」という漢字は難しすぎませんか。平仮名で書いていただいても問題ないと思います。

39ページ「市民意見交換会においても地域の意思決定の場への女性の参画が少な“い”」が抜けています。

今回足りなかったと思ったのは、この5年の間にコロナがあり、それは市民生活や女性の働き方に大きな影響を及ぼしたと思います。64ページあたりですが、コロナのようなパンデミック拡大の防止対策の中では、それぞれのライフステージに応じた対策が必要だと思います。この5年間の学びの中で、被災地等でも考えないといけない問題になっています。女性だけでなく、すべての人の生き方に関係します。今までなかった視点を取り入れることは、次の検討をする時には必要だと思いました。

委員： 109ページの名簿の4行目の氏名の漢字が違います。

事務局： 修正します。

委員： 49ページ(2)は、追加になるのでしょうか。

事務局： 本日お渡ししている資料と差し替えています。

委員： 72ページに男女参画リストの活用を入れていただいて、ありがとうございます。

55ページ「関心を持つ」の「持つ」、63ページ「関心を持つ」「興味を持つ」は、平仮名だと思います。修正願います。

議長： 身体的な健康診断と併せてメンタル面の健康として、ストレスチェックが50人以上の事業所では義務化されています。その人数に満たないところは、どこかで協力して受けることが既に法律として定められています。身体のみでなく、ストレスチェックも入れていただきたい。あとこれは自己判断ですが、歯科健診の重要性も高齢化社会の中では謳われています。それと、色々なワクチン接種がコロナ以降より積極的に取り組むべきと言われていています。健康診断やストレスチェック、ワクチン接種等も自分の問題として考えていただきたいことを、個人の取組の中に入れても良いと思いました。男性の場合は職場で受けられる方が多いですが、女性はがん検診も含めて受診率が低いです。そこは健康面でのハンディと言うか、

不利益になっていると思います。また検討願います。

他にご意見はありませんか。

それでは、答申（案）についてこれで良い方は挙手願います。

委員一同：（挙手にて賛同）

議長： それでは、（案）を取ってこの内容で市長に答申することにします。

### （3）令和7年度木津川市男女共同参画推進事業報告（資料3）

事務局より、議事（3）について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： 女性のための法律講座は、女性のみですか。

事務局： 参加者は、女性のみと限定しています。

### （4）令和8年度木津川市男女共同参画推進事業計画（資料4）

事務局より、議事（4）について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： キラリさわやかフェスタはまだ先になりますが、講演会講師が決まっているようなので、ご紹介願います。

事務局より、キラリさわやかフェスタ講演会講師の紹介をした。

委員： 男の料理教室の参加者は、結構多いのですか。

事務局： とても人気の講座となっています。昨年は3回シリーズで2回の講座を実施し、2～3倍の抽選になりました。今回は、2回シリーズを3回実施する予定です。

委員： 参加者は、若い人ですか。

事務局： 若い方、ご年配の方もいます。

委員： 男女共同参画で言えば、共働きでお互い忙しい中でどちらか時間のある方が夕食を作ることが要求される時代になってきています。またそれに対して男性は抵抗感も何もないと思いますが、いざお弁当を作るとなると基礎的なことができなければ、短時間で作るの難しいと思います。場合によっては、何回か実施するうちの一つにテーマ性を設けるとか、若い方を対象に絞るとかメリハリを付けても良いと思います。保健センター等でも料理教室をされています。

事務局： 健康推進課の男性の料理教室は、男性も食生活を健康から考えていこうという方向からのアプローチになります。女性センターは、男性もどんどん家事・料理をしていこうという方向からのアプロー

チを考えています。参考までに、7年度の申込者は定員12名のところ第1回目の申込みは33名、2回目は32名ありました。どちらも定員を大幅に超えています、延べ24名しか受けていただけませんでした。8年度は回数を1回増やすことで延べ36名受けていただけるよう考えています。

議長： 講座は受けたいが、やはり女性センターという名称に抵抗を感じる世代や個人があると思います。そういう点も含めて、会館の名称については検討の参考にしてほしいです。実質的には男女共同参画センターとしての役割を果たしていますが、男性相談ができません。それを一緒にして、時には暴力やストーカーを誘うことになっていけないので、そこだけは厳密に男女違う日を作る等、検討は必要だと思います。

事務局： 今年度は、ほとんどの講座が定員を超えています。例えば薬膳講座は定員20名のところ、1回目は28名、2回目は31名、3回目は40名の申し込みがありました。他に、ダンスエクササイズも定員20名のところ、1回目24名、2回目35名の申し込みがありました。

議長： ダンスは、男性も参加できるのですか。

事務局： ダンスは女性のみですが、今年度から男性の講師にお越しいただき好評です。

議長： 時代が少しずつ変わっているようです。

委員： 苦情処理について、7年度はどうですか。

事務局： 7年度も苦情は0件でした。

議長： 苦情は0件が良いというわけではなく、むしろ色々なご意見をいただける場として大事にしていけたらと思います。

#### (5) その他

事務局より、計画のハンドブックとクリアファイル作成について報告した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

委員： ハンドブックは、どのようなところで使うイメージですか。

事務局： 女性センターや市役所等に配架をして、ご自由にお持ちいただけるような形で考えています。

議長： 概要版については、もう良いですか。文言については、本日検討したものと同じですか。

事務局： はい。概要版については、訂正等を加えていません。最初に提示したもののそのままになっています。またご確認いただけたらと思います。

	事務局より、次回審議会（7月2日）について説明した。  4. 閉 会
その他 特記事項	特になし。